

〔資料〕

朝日が丘自治会自主防災隊 隊則

(名称)

第1条 朝日が丘自治会自主防災隊 と称する。

(所在地)

第2条 本隊の本部を朝日が丘自治会館に置く。

(目的)

第3条 本隊は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本隊は、自治会活動の一環として前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に対する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報収集の連絡、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他、隊の目的を達成するための必要な事項。

(会員)

第5条 隊員は、自治会法人朝日が丘自治会員によって組織する。

(隊員)

第6条 本隊は、原則として自治会の役員及び班長で構成する。

(任期)

第7条 隊員の任期は、自治会事業年度とする。

(任務)

- 第8条
1. 隊長は隊を総括し、災害発生時における応急活動の指揮を行う。
  2. 副隊長は上記事項にて隊長を補佐し、各部の目的達成に寄与する。また、平常時は防災事業計画の立案を行う。

3. 自主防災隊員（班長・部長）は、下記の分野を担当する。
- (1) 隊員（班長）は自分の班の「安否確認」と「初期消火応援要請」・「救助要請」を防災隊本部へ報告する。
  - (2) 副隊長（副会長）・隊員（広報部長）は、班長からの情報をとりまとめて整理し、隊長および「独立防災隊長」へ報告する。
  - (3) 隊員（防災部長・防犯部長・体育部長・厚生部長）は、民生委員と協力して地域在住の弱者救済にあたる。
  - (4) 隊員（会館管理部長・広場管理部長・環境衛生部長）は、「朝日が丘防災隊本部」の立ち上げと運営にあたる。
  - (5) 隊員（交通部長）は、隊長と協議し自宅倒壊世帯を避難所（陽光台小学校）へ誘導する。
  - (6) 副隊長（副会長：避難所運営委員）・隊員（総務・会計）は、避難所（陽光台小学校）の立ち上げと運営にあたる。

（活動の範囲）

第9条 大規模災害時には、行政機関（消防車・救急車）の早期到着は期待できないので、自主防災隊および独立防災隊を中心にした、近隣住民による「共助」で「初期消火」及び「救出救護」を実施する。  
自分の身は自分で守る「自助」、自分たちの町は自分たちで守る「共助」の実践と備えを日常的に推進する。

（付則）

- \* 朝日が丘自治会自主防災隊は、昭和56年11月1日から実施する。
- \* 平成13年4月1日 一部改正
- \* 平成15年4月1日 一部改正
- \* 平成26年4月1日 一部改正
- \* 平成29年4月1日 一部改正



## 自治会役員・班長で構成する「自主防災隊員」と「独立防災隊員」の役割分担

### 【朝日が丘自治会自主防災隊員】の役割

隊員は「自治会役員・班長」で構成され、1年の任期で活動する。

「震度5強以上の大規模震災」が発生した場合には、各班長で構成する隊員は自分の班の「安否確認」を実施し、被害状況を「独立防災隊本部」へ報告し、「初期消火応援」及び「救出・救助」の要請を行う。

役員で構成する隊員は「独立防災隊本部」としての自治会館へ参集し、各自の役割を担当する。

\* 各自主防災隊員の役割は「朝日が丘自主防災隊 隊則第8条3」による。

(発災時には、まず①自分自身の安全、次に②家族の安全を確認した後に参集する)

### 【朝日が丘独立防災隊員】の役割

隊員は有志による「ボランティア隊員」で構成され、任期を定めずに活動する。

「震度5強以上の大規模震災」が発生した場合には、「独立防災隊本部」である自治会館へ参集し、チームを組んで「初期消火」と「救出・救助」を行う。

(発災時には、まず①自分自身の安全、次に②家族の安全を確認した後に参集する)